

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を

国民健康保険（国保）高齢受給者と老人保健受給者（70歳以上）の方で、町民税非課税世帯の方は、入院した場合の医療費と食事代が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請できます。医療費は、認定証がなくても高額医療費として支給されますが、食事代は認定証がなければ減額されません。

| ■ 入院時の月額医療費限度額(70歳以上) |         | ■ 入院時食事代 (70歳以上・1食当たり) |                        |
|-----------------------|---------|------------------------|------------------------|
| 一般（課税世帯）              | 44,400円 | 一般（課税世帯）               | 260円                   |
| 町民税非課税世帯Ⅱ             | 24,600円 | 町民税非課税世帯Ⅱ              | 90日までの入院<br>210円       |
| 町民税非課税世帯Ⅰ             | 15,000円 | 町民税非課税世帯Ⅱ              | 過去12か月で90日以上入院<br>160円 |
|                       |         | 町民税非課税世帯Ⅰ              | 100円                   |

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、印鑑、保険証、国民健康保険高齢受給者証または、老人保健受給者証を持参して、7月25日(水)以降に福祉保健課窓口で申請してください。
- すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている方も、有効期限が7月31日までとなっていますので、新たに申請が必要です。

## 70歳未満の方も同様の制度が適用になります

4月号広報でもお知らせしましたが、今年度から国保の方が町に申請し「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることにより、入院などで医療費が高額になる場合、この認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払額が自己負担限度額までで済むようになりました。なお、自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ申請し「認定証」の交付を受けてください。

| ■ 入院時の月額医療費限度額 (70歳未満) |                                  | ● 申請には、印鑑、保険証を持参してください  |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 上位所得者                  | 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% |   |
| 一般（課税世帯）               | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  | ● すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている方も、有効期限が7月31日までとなっていますので、新たに申請が必要です。 |
| 町民税非課税世帯               | 35,400円                          | ※上位所得者とは、基礎控除後の年間所得額が600万円を超える世帯です。                               |

| ■ 入院時食事代 (70歳未満・1食当たり) |  |
|------------------------|--|
| 上位所得者・一般（課税世帯）         | 260円                                       |
| 町民税非課税世帯               | 90日までの入院<br>210円<br>過去12か月で90日以上入院<br>160円 |

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555)

平成18年10月1日発効

## 北海道最低賃金

# 644円

特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

厚生労働省

## 平成19年度自衛官募集

| 募集種目    | 資格          | 受付期間       | 1次試験      |
|---------|-------------|------------|-----------|
| 防衛医科大学校 |             | 9月7日～9月28日 | 11月3・4日   |
| 防衛大学校   | 高卒(見込)21歳未満 |            | 11月10・11日 |
| 航空学生    |             | 8月1日～9月7日  | 9月22日     |
| 看護学生    | 高卒(見込)24歳未満 | 9月7日～9月28日 | 10月14日    |
| 一般曹候補学生 | 18歳以上24歳未満  | 8月1日～9月7日  | 9月17日     |
| 曹候補士    |             |            |           |
| 2等陸海空士  | 18歳以上27歳未満  | 年間を通じて     | 受付時に指定    |
|         | 男           | 8月1日～9月7日  | 9月24・25日  |
|         | 女           |            |           |

詳しくは、自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所(☎ 23-6826)までご連絡ください。  
(帯広地連ホームページ <http://www.obihiro.plo.jda.go.jp/>)

## お年寄りの医療制度が変わります

### ～ 20年4月から後期高齢者医療制度がスタート～

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方は現在、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からはそれらから全員脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」に移ることとなります。

**新しい制度の目的はなに？** 老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい独立した医療制度を創設するものです。これまでの老人保健制度に変わり、新しく創設される後期高齢者医療制度は、平成20年4月から運営が始まります。

### 対象者はだれ？

- 75歳以上の方
- 一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方

### 制度を運営するのはどこ？

制度は、道内全180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営し、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届け出の受け付けなど）を行います。それぞれの主な業務は右のとおりです。

| 北海道後期高齢者医療広域連合  | 市町村   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険加入者の資格管理</li> <li>● 保険証などの発行</li> <li>● 保険料の賦課決定</li> <li>● 医療費に関する審査・支払い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格管理に関する申請・届け出の受け付け</li> <li>● 保険証などの引き渡し</li> <li>● 保険料の徴収</li> <li>● 医療費に関する申請・届け出の受け付け</li> </ul> |

### 保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を保険加入者一人ひとりが払うこととなり、原則として年金から天引きされます。（所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料が軽減されます）

また、社会保険などの扶養者だった方も保険料を支払うことになります。（2年間軽減される経過措置があります）

保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議会」で保険料条例を制定し、決定することになっています。

### 病院などの窓口での自己負担はどうなるの？

現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並み所得者は3割負担）となります。

### ■ 問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合事務局

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

☎ 011-290-5601 FAX 011-210-5022

メールアドレス：webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

ホームページ：http://iryokouiki-hokkaido.jp/

訓子府町福祉保健課高齢者給付係 (☎ 47-5555)